〔別添様式９〕

|  |  |
| --- | --- |
| **DOCUMENT** **NUMBER** | **ICCAT SWORDFISH STATISTICAL DOCUMENT** |
| EXPORT SECTION1. **FLAG COUNTRY / ENTITY / FISHING ENTITY**
 |
| DESCRIPTION OF VESSEL (if applicable)Vessel Name Registration Number LOA(m) ICCAT Record No,(if applicable) |
| 1. **POINT OF EXPORT**

City 　　　　 State / Province 　　　 Country / Entity / Fishing Entity |
| **4. AREA OF CATCH** (check one of the following) (a) □ North Atlantic (b) □ South Atlantic (c) □ Mediterranean (d) □ Pacific (e) □ Indian If (d) or (e) is checked, items 4 and 5 below need not be completed. |
| **5. DESCRIPTION OF FISH** |
|  Product Type a F / FR RD/GG/DR/FL/ST/OT  | Time of Harvest( mm / yy ) | Gear Code b | Net Weight(Kg) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  a F = Fresh, FR = Frozen, RD = Round, GG = Gilled and Gutted, DR = Dressed, FL = Fillet, ST = Steak, OT = Others (Describe the type of product.) B When the Gear Code is OT, describe the type of gear: ) |
| **6. EXPORTER CERTIFICATION** For export to countries/entities/fishing entities that have adopted the ICCAT alternative minimum size for swordfish, the exporter must certify that the above listed Atlantic swordfish are greater than 15kg (33 lb.) or if pieces, the pieces were derived from a swordfish weighing > 15 kg.I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief. Name / Company Name Address Signature Date License # (if applicable) |
| **7. GOVERNMENT VALIDATION** I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief. Name & Title Signature Date Net Weight (kg) Government Seal  |
| IMPORT SECTION**8. IMPORTER CERTIFICATION** I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.**Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)** Name 　　 Address Signature Date License # (if applicable)**Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)** Name 　　 Address Signature Date License # (if applicable)**Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)** Name 　　 Address Signature Date License # (if applicable)Final Point of Import City: State/Province: Country/Entity/Fishing Entity:  |

 NOTE: If a language other than English is used in completing this form, please add the English translation on this document or on a separate paper.

めかじき統計証明書記入要領

　２００１年のICCAT勧告に従い、我が国に輸入されるめかじきには、２００３年１月１日からめかじき統計証明書（ＳＷＤ）の添付が義務づけられ、めかじきを輸出入しようとする取扱業者には、統計証明書の該当箇所を記入することが求められます。完全に記載され、かつ、有効な統計証明書が添付されためかじきのみが我が国への輸入を認められます。適切でない統計証明書が添付された貨物は、ICCATのめかじき保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な統計証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、統計証明書の紛失、不完全な記載、無効な統計証明書あるいは不正申告をいいます。

　この記入要領に従ってめかじき統計証明書の輸出業者、輸入業者、政府確認の欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、統計証明書に英訳を記入するか英訳文書を添付してください。

　注：めかじきが経由国等を経由することなく我が国に直接輸出される場合、貨物のすべてのめかじきを１枚の統計証明書に記載できますが、経由国等を経由して輸出される場合は、あらかじめ最終目的地別に統計証明書を作成するか、経由国等でのいかなる分割にも対応できるよう貨物１荷口につき１枚の統計証明書を用意してください。めかじきの魚肉以外の部分、即ち、頭、目、卵、内臓、尾の輸入は、統計証明書がなくても認められます。

記　入　要　領

文書番号：

この欄は、統計証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたもの。

(1) 旗国又は地域

　貨物のめかじきを漁獲した船舶が属し、かつ、統計証明書を発給した国又は地域名を記入すること。ICCAT勧告によると、貨物のめかじきを漁獲した船舶の旗国等のみがこの統計証明書を発給できる。ただし、漁獲した船舶がチャーターされたものである場合には、当該貨物の輸出国又は地域がこの統計証明書を発給することができる。

(2) 漁船に関する記述（該当する場合）

　 貨物のめかじきを漁獲した船舶の名前、登録番号、全長及びＩＣＣＡＴ登録番号を記入すること。

(3) 積み出し地

　貨物のめかじきを積み出した場所の国・地域名、州・県名、市町村名を記入すること。

(4) 漁獲海域

　貨物のめかじきが漁獲された海域を５つ（北大西洋、南大西洋、地中海、太平洋、インド洋）の中から選び、□にチェックすること。ただし、漁獲海域が太平洋又はインド洋の場合は、５及び６の欄に記入する必要はない。

(5) 魚に関する記述

　輸出業者は、輸出される貨物のめかじきについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。注：１行に１製品形態を記入すること。

1. 製品形態：

　貨物の製品形態を生鮮（Ｆ）、冷凍（ＦＲ）別に、丸（ＲＤ）、えらはら抜き（ＧＧ）、ドレス（ＤＲ）、フィレ（ＦＬ）、ステーキ（ＳＴ）、その他（ＯＴ）に区分すること。「その他（ＯＴ）」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

1. 漁獲時期：

　貨物のめかじきを漁獲した時期（年月）を記入すること。

1. 漁具コード：

　めかじきの漁獲に使用した漁具を以下のコードにより記入すること。「その他の漁法」の場合は、漁具の種類を具体的に記入すること。

1. 製品純重量：

　　製品純重量をキログラムで記入すること。

(6) 輸出業者証明

　貨物のめかじきを輸出する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸出した日付及び輸出業者許可番号（許可番号がある場合のみ）を記入すること。

　ICCATの定めるめかじきの最小サイズを採用している国に輸出する場合は、輸出業者は、この統計証明書に記載されている大西洋めかじきが１５キログラムよりも大きいものであることを証明しなければならない。もし、その製品形態が「丸（ＲＤ）」以外である場合には、その製品が１５キログラムより大きいめかじきのものであることを証明すること。

(7) 政府確認

　この統計証明書に署名する政府職員の氏名及び役職名を記入すること。当該職員は、この統計証明書に記載されているめかじきを漁獲した船舶の旗国若しくは地域の政府の権限ある当局の職員又は旗国若しくは地域によって権限を委譲された者若しくは機関でなければならない。ただし、漁獲した船舶がチャーターされたものである場合には、輸出国政府の職員又は輸出国によって権限を委譲された者若しくは機関が記入すること。

　貨物の総重量についても、キログラムで明記されなければならない。

(8) 輸入業者証明

　めかじきを輸入する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸入した日付、輸入業者許可番号（許可番号がある場合のみ）及び最終輸入地を記入すること。経由国等の輸入業者は経由国等の欄に記入すること。

漁具コード

ＢＢ　　　餌釣り船

ＧＩＬＬ　刺網

ＨＡＮＤ　手釣

ＨＡＲＰ　銛

ＬＬ 延縄

ＭＷＴ 中層トロール

ＰＳ 旋網

ＲＲ　　　リール付竿釣

ＳＰＨＬ　スポーツ手釣

ＳＰＯＲ その他スポーツフィッシング

ＳＵＲＦ　その他表層フィッシング

ＴＬ　　　かかり釣

ＴＲＡＰ　定置網

ＴＲＯＬ　流し釣

ＵＮＣＬ　不特定の漁法

ＯＴ　　　その他の漁法：漁具の種類を具体的に記入すること